

2025年11月7日

株式会社Hakuhodo DY ONE

弁護士法人GVA法律事務所

Hakuhodo DY ONEとGVA法律事務所、
「THE MAESTRO（ザ・マエストロ）」の実用化に向けた協業を開始
～法律とクリエイティブの分断を超えた広告審査体制を構築～

株式会社Hakuhodo DY ONE（本社：東京都港区、代表取締役会長：田中雄三 代表取締役社長：小坂洋人、以下 Hakuhodo DY ONE）と弁護士法人GVA法律事務所（本社：東京都渋谷区、代表弁護士：小名木俊太郎、以下 GVA法律事務所）は、広告審査を包括的に支援するAIリーガルプラットフォーム「THE MAESTRO（ザ・マエストロ）」の実用化に向けた協業・β版の提供を開始いたします。



近年、薬機法・景品表示法や医療広告ガイドラインの改正が相次ぎ、SNSやデジタル広告を通じた企業の情報発信には、これまで以上に厳格な法令遵守と高い透明性が求められています。また、クリエイティブ表現や生成AIの進化に伴い、「生活者に信頼され、選ばれる存在」となるためには、“安全性”と“訴求力”が両立した、攻めの広告コミュニケーションが不可欠となっています。

しかし、多くの企業において、「法律は弁護士、表現はクリエイター」という分業体制が根強く残っており、法規制への対応は外部委託に頼らざるを得ないのが実状です。その結果、審査コストや意思決定のスピード低下、ノウハウの社内蓄積が進まないといった、広告表現の質や組織成長を阻む課題が浮き彫りになっています。

これまで当社では、博報堂DYグループの横断的なAI推進プロジェクト（HCAI Initiative）の一環として『ONE-AIGENT』^{※1}をはじめとしたAIエージェント型マーケティング支援サービスや、最新の生成AI技術を活用した多様なサービスを提供してまいりました。AIを活用したリーガルサービスの展開や、「クリエイティブ法務」^{※2}機能の社内整備も推進してきました。このたび、こうした取り組みの実績をもとに、広告・クリエイティブ領域におけるAI活用をさらに強化することを目的として、GVA法律事務所との協業を開始しました。その結果、両社の専門性を結集し、それぞれの知見とノウハウを

AIに実装することで、広告審査のDXを実現する新たなAIリーガルプラットフォーム「THE MAESTRO」を開発しました。「THE MAESTRO」は、Hakuhodo DY ONEが実務現場で培ったクリエイティブ法務の知見と、GVA法律事務所の最新リーガル知識をAIに組み込むことで、広告審査のDX化および社内リーガル体制の強化を同時に実現します。これにより企業は、迅速かつ高品質な広告審査を通じて、“安全性”と“訴求力”を両立させながら、生活者の信頼やブランド価値の向上、さらには持続的な成長を力強く推進できるようになります。

「THE MAESTRO（ザ・マエストロ）」について

「THE MAESTRO」は、広告表現の法令リスクを可視化し、AIと弁護士、クリエイティブの知見を融合させた次世代の広告審査プラットフォームです。景表法・薬機法・医療広告ガイドラインなどの複雑な法規制を自動解析し、AIによるスピーディな処理と、専門弁護士による知見が組み合わせることで、「安全性」と「訴求力」を両立します。クリエイティブ監修には、Hakuhodo DY ONE クリエイティブ法務 エグゼクティブ 藤井正則が、法律監修にはGVA法律事務所 早崎智久 弁護士がそれぞれ参画。AIと法律の力で、広告内容審査をより速く、正確に、そして創造的に進化させます。

■特長

- 広告にまつわる画像・コピーをAIが自動解析し、薬機法・景表法・媒体規定等の法令リスクの洗い出しを実施
- リスクを検知した場合、AIが「NG例」の摘示だけでなく、参考となる代替案を即時に提案
- 弁護士が法律監修をしたシステムを利用することで「リーガル担保」と安心の両立を実現
- 社内審査データを学習したAIにより、法律のプロフェッショナルである監修者による判断ロジックを再現し、現場主導のナレッジ資産化をサポート

■導入メリット

- 広告審査におけるスピードと正確性の大幅な向上による制作業務効率化の実現
- 広告審査に関する知見・ノウハウの社内資産としての蓄積
- AI判定と弁護士による最終レビューによる法的リスク対応力の強化
- 法務部門とクリエイティブ部門との連携促進および表現幅の拡大
- リスク可視化と対応記録の蓄積による再発防止、内部統制強化の実現
- 法規制・業界動向の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築
- 消費者や取引先からの信頼向上およびブランド価値の強化

* 現在、本サービスはβ版として提供しており、複数のクライアント企業に対してβ版を導入し、精度検証を進めております。

■今後の展開

今後もHakuhodo DY ONEとGVA法律事務所は、広告審査AI「THE MAESTRO」の機能拡充および法務DX領域での応用展開を進めてまいります。医療・美容・金融・食品など高規制業種における専門法令データベースの拡充、生成AIを活用した修正文提案機能の精度向上、社内外ナレッジの自動学習による審査プロセスの最適化を予定しています。また、アジア圏・欧州圏・米国圏を対象に、多言語かつ地域特性に即した展開を段階的に進めます。特にGVA法律事務所が強みを持つアジア市場では、現地拠点と連携した広告法規制対応の強化を図る一方、欧米圏ではHakuhodo DY ONEが中心となり、GDPRなどの個人情報保護制度を含む複雑な法環境への対応を主導します。両者は今後、テクノロジーと法務・クリエイティブの専門知を融合させ、グローバル広告領域における法的安全性と表現の自由を両立する基盤を構築し、クライアント企業の国際的な事業成長を多面的に支援してまいります。

以上

※1 ONE-AIGENT：複数の専門特化AIエージェントが連携し、市場分析からクリエイティブ制作、さらには効果測定まで、マーケティング活動全体を包括的にサポートする、Hakuhodo DY ONEのAIエージェント型マーケティング支援サービス。

※2 クリエイティブ法務：法令遵守を前提とし、表現の自由とブランド価値の最大化を両立させるための新しい法務領域。薬機法・景表法・著作権法・商標法などのリスク分析をおこないながら、クリエイティブ法務が営業と制作現場とともに伴走。「安全性」と「訴求力」が両立した戦略的判断をおこなう。

<会社概要>

■株式会社Hakuhodo DY ONE <https://www.hakuhodody-one.co.jp>

Hakuhodo DY ONEは、インターネット広告黎明期より培ったデジタル広告の知見とノウハウを活かし、統合的なデジタルマーケティングサービスを提供しています。マーケティング戦略立案力、クリエイティブ力、高度な運用力と技術開発力、媒体社・プラットフォームとの強固な関係性を強みとし、国内外のクライアント企業に対して、デジタル起点でのマーケティング戦略やテクノロジー活用を包括的に支援します。

博報堂DYグループの「デジタルコア」として、グループ内のナレッジやリソースを集約し、高い専門性と提案力を併せ持つ企業として業界随一のデジタルマーケティング会社となることを目指します。

クライアント企業にとって唯一の「ONE」の存在となるため常に挑戦・前進し、事業成長を支援するビジネスパートナーとして伴走することで、クライアント企業の持続的な成長と、企業価値向上に貢献してまいります。

本 社 所 在 地： 〒107-6316 東京都港区赤坂5丁目3-1 赤坂Bizタワー

代 表 者： 代表取締役会長 田中雄三 代表取締役社長 小坂洋人

株 主： 博報堂DYグループ100%

社 員 数： 約3,172名（2025年4月1日時点）

創 立： 2024年4月1日

事 業 内 容： デジタルマーケティング全般にまつわる企画・コンサルティング・代行事業・投資事業

■弁護士法人GVA法律事務所 <https://gvalaw.jp/>

弁護士法人GVA法律事務所は、2012年に設立され、他の法律事務所に先駆けて、スタートアップ企業の支援を中心にリーガルサービスを提供してきました。その中で私たちが大切にしてきたことは、依頼者と共に事業に取り組む姿勢です。創業以来、私たちは、その姿勢を貫きながら支援領域を大きく広げ、スタートアップのみならず、国内外の多様な企業活動を支援してきました。その後、渉外法務を中心とする弁護士法人GVA国際法律事務所も設立し、現在はGVA Professional Groupとして広い分野において活動しています。

私たちは、企業の果敢な挑戦こそが、この世界に新しい選択肢を創出し、より豊かな社会を実現すると信じています。テクノロジーの発展に伴い、企業活動はより広く、より自由なものになり、そこで生まれる新しいアイデアは世の中を大きく変え続けています。その中にあって、私たちは、同時に社会のインフラとしての法の価値を信じ、法務という領域で、企業活動の発展と成功を支える存在として自身を定義しました。

依頼者が何か新しいことを始めるとき、私たちはそれが実現される未来と一緒に考えて考えます。挑戦の過程で依頼者がリスクにさらされるとき、私たちは当事者としての目線で、共に解決に取り組めます。

私たちは、法務による支援によって、すべての人が挑戦しやすい環境を実現します。この挑戦への支援を通じて、依頼者と共に社会に対して多様で豊かな選択肢を提供することこそが、私たちが存在する意義です。これからも私たちは、この存在意義を核とし、GVA Professional Group全体の力を結集し、弛まぬ努力を続けてゆきます。

所 在 地： 〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西一丁目7番7号 EBSビル3階
代 表 者： 小名木俊太郎
創 立： 2012年4月

【本件についてのお問い合わせ】

株式会社Hakuhodo DY ONE

広報担当 E-mail: info-pr@hakuhodody-one.co.jp

弁護士法人GVA法律事務所

Iお問い合わせE-mail: info@gvalaw.jp